

子育てしやすい職場づくりに取り組む企業必見！

くるみん認定を目指す企業を

応援します！



次世代認定マーク 「くるみん」

子育てしやすい環境づくりを推進するため、雇用する労働者の仕事と子育ての両立支援を行い、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣認定（くるみん認定）を目指す企業に対して助成しています。

補助金額

定額：**20万円**

※申請書の先着順に交付決定を行い、予算額に達した時点で受付終了となります。

対象者

県内に本社（主たる事業所）を有し、常時雇用労働者数が300人以下の企業で、次の要件を満たす者

- ①くるみん認定又はプラチナくるみん認定を目指す意欲があること
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、秋田労働局へ届け出ていることなど

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業は、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

【問い合わせ、申請書類等提出先】

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話 018-860-1555 FAX 018-860-3895

E-mail persons@pref.akita.lg.jp

少子化対策総合ウェブサイト「ベビーウェブ・アクション」



補助事業概要

補助事業 の取組

くるみん認定又はプラチナくるみん認定の基準の適合に向けた企業の取組を補助事業の対象とします。

○くるみん認定基準

- ・男性従業員の育児休業取得率7%以上
- ・所定外労働削減等の労働条件の整備 など他2項目

○プラチナくるみん認定基準

- ・男性従業員の育児休業取得率13%以上
- ・女性従業員の子の1歳誕生日までの在職率90%以上 など他4項目

補助金の 交付要件

次のいずれかを満たしたときに補助金を交付します。

○くるみん認定を目指す場合は、認定基準のうち、2つ以上の項目が適合することになったとき

○プラチナくるみん認定を目指す場合は、認定基準のうち、1つ以上の項目が適合することになったとき

申請手続き

- 補助金等交付申請書に次の書類を添付し、表面下記の提出先まで郵送又は持参してください。
- 申請書類は「ベビーウェーブ・アクション」又は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号27826で検索）からダウンロードできます。
- 申請書提出期限は、事業の実施日から起算して2週間前までの日（当該日が土曜日、日曜日及び休日であるときは、翌日の平日）です。
- 補助事業終了後、提出のあった実績報告書を審査した上で補助金を交付します。

交付申請書添付書類

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の届出書の写し（秋田労働局の受付印が押印されているもの）
 - ②行動計画の写し
 - ③補助事業者要件確認調書（様式第1号）
 - ④行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類
 - ⑤くるみん認定又はプラチナくるみん認定の基準に適合しないことを確認できる書類
 - ⑥秋田県総合県税事務局長が交付する県税の滞納がない証明書 など
- （③は「ベビーウェーブ・アクション」等からダウンロードできます。）

実績報告書添付書類

- ①取組報告書（様式第2-1号または2-2号）
 - ②くるみん認定又はプラチナくるみん認定の基準に適合することを確認できる書類 など
- （①は「ベビーウェーブ・アクション」等からダウンロードできます。）

